

小委員会の設置について（案）

令和 6 年 月 日
文化審議会著作権分科会決定

1 設置の趣旨

文化審議会著作権分科会運営規則（令和四年六月二十七日文化審議会著作権分科会決定）第 3 条第 1 項の規定に基づき、著作権分科会に特定の事項を審議する以下の小委員会を設置する。

政策小委員会

※文化審議会著作権分科会運営規則第 3 条第 1 項

「分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。」

2 政策小委員会の審議事項

著作権関連の基本政策及び国際的な課題に関すること

3 政策小委員会の構成

著作権分科会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。
なお、著作権分科会長は会議に出席し、随時発言することができるものとする。

※文化審議会著作権分科会運営規則第 3 条第 2 項

「小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。」

4 その他

議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、当該小委員会が定める。

（以上）